

令和8年度一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業  
サービス事業所集団指導会次第

日時 令和8年7月9日（木）

午後3時30分～4時

場所 オンライン会議システム

1 令和7年度運営指導結果について (資料1)

- ・ 訪問型サービス
- ・ 通所型サービス

2 令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所運営指導  
計画について (資料2)

3 令和8年6月1日適用分の介護報酬改定について (資料3)



令和7年度運営指導結果について（訪問型）

- 1 実施期間 令和7年9月から令和7年12月まで
- 2 事業所数 7事業所
- 3 指導結果

(1) 文書指導

項目	区分	内容等	件数
運営	内容及び手続の説明及び同意 (※1)	重要事項説明書の運営規程との相違（営業日）、誤り（実施区域、加算の割合）、未記載（サービス提供時間）	2件
	衛生管理	感染症の予防及びまん延防止の指針未整備、訓練未実施	1件
	掲示(※2)	ウェブサイトへの未掲示	1件
合計			4件

(2) 口頭指導

項目	区分	内容等	件数
運営	内容及び手続の説明及び同意 (※1)	重要事項説明書の表現の運営規程との相違、算定できない加算の記載、料金表の誤り、相談窓口の名称未修正、契約書記載の記録の保存期限誤り	5件
	利用料等	領収書の控除の誤り	1件
	運営規程(※3)	問い合わせ先の名称未修整、職員数の誤り、記録の保存期限の誤り、改正日の相違、	3件
	勤務体制の確保	外部研修の未参加、職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための指針の未整備	2件
	業務継続計画	研修及び訓練の未実施、計画の内容不十分、計画の未修正	3件
	衛生管理	報告・情報共有欄に記載された職員名の誤り	1件
	事故発生時の対応	事故防止対策マニュアルの誤字	1件
	記録の整備	他の職員による記録の確認不可	1件
合計			17件

**【参考】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）**

※ 1：内容及び手続の説明及び同意

第 8 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第 29 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

※ 2：掲示

第 32 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

※ 3：運営規程

第 29 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 3 営業日及び営業時間
- 4 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 5 通常の事業の実施地域
- 6 緊急時等における対応方法
- 7 虐待の防止のための措置に関する事項
- 8 その他運営に関する重要事項

## 4 その他

電子申請届出システムの利用について（共通）

介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出書を含む）に関する申請届出について、厚生労働省の「電子申請届出システム」で受付を行っています。本システムを利用する事で申請・届出の内容確認や受付状況などを確認することができます。ぜひ利用願います。

○関連のホームページ URL

- ① 電子申請届出システムの概要（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

- ② 電子申請・届出システムログイン

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>

- ③ G ビズ ID

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## 令和7年度運営指導結果について（通所型）

1 実施期間 令和7年9月から令和7年12月まで

2 事業所数 12事業所

3 指導結果

### (1) 文書指導

項目	区分	内容等	件数
運営	内容及び手続の説明及び同意 （※1）	重要事項説明書の日付の未記載	1件
	運営規程	記載内容の重要事項説明書との相違、時間表記の誤り、食事代の未修正	1件
	勤務体制の確保	研修受講の未措置、職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための指針の未策定	2件
	業務継続計画	感染症の業務継続計画の未策定、計画に基づく研修や訓練の実施記録なし	2件
	衛生管理	感染症の予防及びまん延の防止のための指針の未整備	1件
	虐待の防止	虐待防止のための指針に未記載事項あり、委員会の内容の職員への未周知	3件
合計			10件

### (2) 口頭指導

項目	区分	内容等	件数
運営	内容及び手続の説明及び同意 （※1）	重要事項説明書の未修正（相談・苦情などの受付先の名称、事業所番号、保存年限、取扱が終了した文言の記載）、未記載（減算、サービス提供時間、加算、休業日、送迎減算、変更の日付、食事代）、誤り（営業日・休日・実施地域（運営規程との相違）、電話番号）、契約書記載の根拠条例誤り	13件
	利用料等の受領	趣味活動費の繰越金額が多額	1件
	心身の状況等の把握	サービス担当者会議の記録不備	1件
	勤務体制の確保等	職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための指針の未整備	1件
	非常災害対策（※2）	非常災害対策計画の未修正（緊急連絡先避難場所の名称、地域住民との訓練の未検討）、未記載（避難を開始する時期、判断基準）、各種計画と未整合	5件
	業務継続計画	緊急時の対応体制の図示未作成、感染症の計画の未修正（文言、目次等番号、不要と思われるものの記載あり、自然災害	5件

		の計画の未修正（連絡先の名称、公衆電話の設置場所、休診中の医療機関）	
	衛生管理	感染症の予防及びまん延防止のための指針への未記載（排泄物等の処理）、マニュアルの当該事業所への非適合	2件
	広告	リーフレットの記載内容未修正	1件
	苦情処理	担当者名の未修正	1件
	事故発生時の対応	組合への事故報告書の未提出、家族等への報告の経緯記録なし、対応マニュアルの誤字	4件
	記録の整備	欠席職員への周知の確認不可	1件
合計			35件

【参考】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

※1：内容及び手続の説明及び同意

第105条（第8条の準用） 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

※2：非常災害対策

第103条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

#### 4 その他

電子申請届出システムの利用について（共通）

介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出書を含む）に関する申請届出について、厚生労働省の「電子申請届出システム」で受付を行っています。本システムを利用する事で申請・届出の内容確認や受付状況などを確認することができます。ぜひ利用願います。

○関連のホームページ URL

① 電子申請届出システムの概要（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

② 電子申請・届出システムログイン

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>

③ G ビズ ID

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

## 令和8年度介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所運営指導計画 について

一関地区広域行政組合

### 1 指導目的

「一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年一関地区広域行政組合告示第9号）」等に規定される各サービスの取扱いや、介護報酬の請求に関する事項について、周知徹底することを目的とする。

### 2 運営指導

(1) 対象事業所数

12事業所（訪問型5事業所、通所型7事業所）

(2) 実施時期

令和8年9月から令和8年12月（予定）まで

(3) 実施通知

運営指導の実施に当たっては、原則として指導実施日の1か月前までに、指導の対象となる事業所に対し通知する。

(4) 実施方法

事前提出資料及び各種必要書類の確認並びに現地確認により、各種基準等に適合しているかについて確認を行う。

(5) 資料の提出

運営指導の実施前に、対象となる事業者に対し事前提出調書及び自主点検票等、運営指導に関し必要な資料の提出を依頼する。

なお、提出書類の様式は当組合のホームページに後日掲載する。

### 3 その他

(1) 運営指導終了後、おおむね2週間以内に、実施結果を当該事業所に通知する。また、改善を要すると認められた事項については、文書により改善内容の報告を求めらるものとする。

(2) 運営指導実施時間は1時間程度とし、当組合からの訪問職員は3名以内とする。



令和8年6月1日適用分の介護報酬改定について

介護職員等処遇改善加算を次のとおり改定しました。

1 訪問型サービス（独自）

サービス内容略称	算定項目	加算
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ	所定単位数の 270/1000 加算
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ロ	所定単位数の 287/1000 加算
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ	所定単位数の 249/1000 加算
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ	所定単位数の 266/1000 加算
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算

2 訪問型サービスA（基準緩和）

変更点はありません。

3 通所型サービス（独自）

サービス内容略称	定員	算定項目	加算
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1 1	利用定員 が 19 人 以上の 場合	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ	所定単位数の 111/1000 加算
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 1		介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ロ	所定単位数の 120/1000 加算
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1 1		介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ	所定単位数の 109/1000 加算
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 1		介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ	所定単位数の 118/1000 加算
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1		介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1		介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算

通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1 2	利用定員が19人未満の場合	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の117/1000加算
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 2		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の127/1000加算
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1 2		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の115/1000加算
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 2		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の125/1000加算
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2		介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の105/1000加算
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2		介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の89/1000加算

#### 4 通所型サービスA(基準緩和)

変更点はありません。

#### 5 介護予防ケアマネジメント

サービス内容略称	算定項目	加算
介護予防ケア処遇改善加算1	介護予防ケアマネジメント費の所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出し、ありうる単位数の組合せをサービスコードとして定義したもの。 4つの中からいずれかのサービスコードを選択。	9単位加算
介護予防ケア処遇改善加算2		15単位加算
介護予防ケア処遇改善加算3		16単位加算
介護予防ケア処遇改善加算4		22単位加算
介護予防ケア処遇改善加算5	介護予防ケアマネジメントCの所定単位数の1000分の21に相当する単位数を算出	6単位加算